

謝金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本教育再興連盟(以下「ROJE」という)の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 本規程で定める謝金の対象者はROJEの運営及び活動に専門的な助言を行う者や講師として登壇した者、ROJEから執筆を依頼した者およびボランティア活動を行った者とする。

2 ボランティア活動に対する謝金は、各事業部で認められた場合に限る。

3 ROJEの役員は原則として対象としない。

(謝金)

第3条 ROJEの運営及び活動に必要な助言・講義・執筆・ボランティアをした者には、対価として謝金を支払うことができる。

(謝金の単価)

第4条 謝金の単価は、別表の通りとする。謝金は、30分を単位として支給し、30分未満の端数を生じたときは、30分に切り上げて処理するものとする。

2 別表のうち、ボランティア謝金等及び被災地ボランティア謝金等の支払いの対象となる活動に、高等教育機関を卒業した者又は各事業部において個別に高等教育機関を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者が従事した場合、別表に掲げる謝金の単価に最大800円を加算することができる。本項の適用については、各事業部担当理事が判断し執行することとする。

3 前項および前々項の規定にかかわらず、事業を実施する上で特別な事情があり、別表の金額を超えて支給する場合には、理事会にて別途金額を定めるものとする。

(交通費及び宿泊費等の実費の支給)

第5条 第2条に定める謝金対象者には、第4条に定める謝金の単価に加えて、交通費及び宿泊費等の実費相当額を支給する。

2 代表理事又は事務局長は、必要に応じて、前項の交通費及び宿泊費等の実費相当額を減額できると共に、千円未満の端数を切り上げて支給することができる。

(役員等への謝金の支払い)

第6条 第2条第3項の規定にかかわらず、役員が、ROJEの主催する講演会、セミナー又はこれに類する会合(以下、「講演会等」とする)の講師を務めたときは、別表を限度として講師謝金を支払うことができる。

2 役員が、ROJEが共催する講演会等の講師を務め、かつ講師派遣料を収受したときは、講師派遣料の80%を限度とした謝金を支払うことができる。

3 役員が、他の依頼による講演会等の講師を務め、かつ講師派遣料を収受したときは、講師派遣料の80%を限度とした謝金を支払うことができる。

4 役員が、書籍や雑誌等に執筆し、かつ執筆謝金を収受したときは、執筆謝金の80%を限度とした謝金を支払うことができる。

(改正)

第7条 この規程の改正は理事会にて行う。

(雑則)

第8条 この規定に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附 則

この規程は、2020年4月1日より適用する。

附 則(2023年12月1日改正)

この規程は、2023年12月1日から適用する。

附 則(2024年10月1日改正)

この規程は、2024年10月1日から適用する。

附 則(2025年1月1日改正)

この規程は、2025年1月1日から適用する。

附 則(2025年10月1日改正)

この規程は、2025年10月1日から適用する。

(別表)

講義謝金等	1時間あたり8,000円
オンデマンド講義謝金等	動画1つあたり上限100,000円
助言謝金等	1時間あたり5,000円
執筆謝金等	400字あたり2,000円
ボランティア謝金等	1時間あたり1,300円
被災地ボランティア謝金等	1時間あたり1,500円